

一般社団法人 三重県社会福祉士会
権利擁護センターぱあとなあみえ運営要綱

三重県社会福祉士会規則第8号

制定 平成21年4月1日

改正 平成31年4月1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この事業は、社団法人日本社会福祉士会定款第6条第1項第1号及び一般社団法人三重県社会福祉士会（以下本会という）定款第4条第1項に基づき社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、成年後見制度等の権利擁護に関する事業を行う。

(名称)

第2条 この事業を、本会権利擁護センター「ぱあとなあみえ」（以下、「ぱあとなあみえ」という。）とよぶ。

(事務所)

第3条 「ぱあとなあみえ」の事務所は、本会事務局内に設置する。

2 「ぱあとなあみえ」は、前項の事務所を補完するために地区窓口を置くことができる。

第2章 組 織

(構成員)

第4条 ぱあとなあみえ名簿登録者及び成年後見人養成研修修了者。

(組織)

第5条 「ぱあとなあみえ」にセンター長を置く。センター長は、本会会長とし、「ぱあとなあみえ」の運営を統括する。

2 「ぱあとなあみえ」の運営に関して、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3 委員会は必要に応じて、理事会の承認を得て小委員会を設置し、運営を支援する協力員を募集することができる。

第3章 事 業

(事業内容)

第6条 「ぱあとなあみえ」は、その目的遂行のために次に掲げる事業を行う。

(1) 「ぱあとなあみえ」名簿登録に関すること

(2) 本会会員である成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見人及び任意後見監督人（以下、「成年後見人等」という。）の紹介に関すること

(3) 成年後見人等への支援に関すること

(4) 権利擁護及び成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動に関すること

(5) 権利擁護に関わる専門職団体、関係機関との連絡調整に関すること

(6) 権利擁護に関する相談事業

(7) 成年後見人等候補者の養成研修に関する事業

(8) 未成年後見人及び未成年後見監督人（以下、未成年後見人等）という。）候補者の養成研修に関する事業

(9) 未成年後見人等候補者の名簿追記登録に関する事業

(10) 未成年後見人等の候補者の紹介に関する事業

(11) 未成年後見人等の支援に関する事業

(12) 法人後見及び法人後見監督に関する事業

(13) 法人未成年後見及び法人未成年後見監督に関する事業

(14) その他必要と認められる事項

第4章 運営委員会

(委員会の組織)

第7条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、前第4条に掲げる名簿登録者の中からぱあとなあみえ運営委員選任規定に基づき、理事会の承認を得てセンター長が委嘱する。

(委員長)

第8条 運営委員会は、委員長を置く。

2 委員長は、原則として委員の互選によって定めるものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会議を主催する。

(副委員長及び相談役)

第9条 委員会に副委員長と相談役を置くことができる。

2 副委員長は、原則として委員の互選によって定めるものとする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

4 相談役は歴代の委員長の中から選任する。

5 相談役は委員長の諮問に応え、委員会に対して意見を述べることができる。

(任期)

第10条 委員の任期は2年間とし、再任は妨げない。ただし、委員長及び副委員長は連続して3期を超えて継続できないものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員会の議事内容は、センター長及び本会理事会に報告する。

第5章 監査・苦情対応

(監査)

第12条 第6条に定める事業を適正に遂行するための業務監査委員会は本会の業務監査委員会とする。

2 業務監査委員会は定期監査のほか会長の求めに応じまたは委員会の判断で随時の監査を実施する。

(苦情対応)

第13条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

2 苦情申し立ての手続き及び対応は、本会の苦情対応関連規定に基づいて実施する。

第6章 雑則

(変更)

第14条 この要綱の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるものの他、「ぱあとなあみえ」の運営に必要な事項は、別に定める規程による。

(賠償責任保険への加入)

第16条 第6条第1項第12号の事業を実施するときは、社会福祉士賠償責任保険（Bプラン・法人プラン）と同（Cプラン・法人プラン）に必ず加入するものとする。

2 第6条第1項第13号の事業を実施するときは、社会福祉士賠償責任保険（Bプラン

・法人プラン)と同(Eプラン・法人プラン)に必ず加入するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2009年4月1日から施行し、2009年4月1日から適用する。

但し、委員会発足時の任期は、第10条の規定にかかわらず、2010年3月31日までとする。

(施行期日)

この要綱は2013年4月13日から施行し、2013年4月1日から適用する。

(施行期日の例外)

この要綱の第12条および第13条は本会の関連規定の整備をもって施行する。

(施行期日)

この要綱は2016年1月23日から施行し、2016年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は2019年4月1日から施行する。